

令和7年11月25日

## 令和7年11月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月25日（火）午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	10番	栗内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第41号 非農地証明願について
- 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第23号 農地法第18条の規定による通知について
- 報告第24号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について

局長 ただいまより令和7年11月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、9番、綱木委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。  
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は6番、山口委員、7番、上田敏雄委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は7件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号150から155及び160については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号150について、高原字桑島の担当であります7番、上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7番 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号150、有償移転について説明いたします。

11月17日に山口委員と私の2名で申請地に出向き、譲受人とその受任者である

行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高原字桑島〇〇〇番〇、登記地目が田、現況は休耕状態でした。

譲渡人は高齢で、健康面からも耕作が困難となり、農家の廃業を検討しておりました。

譲受人が倉庫の物件を探していたところ、譲渡人の倉庫を譲り受けるとともに農地も譲り受けることになったことから本申請に至ったとのことでした。

申請地は、水稻や野菜を栽培する計画であり、周囲の農地への影響はないと見込まれます。

譲受人の自宅から申請地までは8 km、車で約20分ですが、耕作可能と考えられます。

農業従事要件につきましては、農作業歴12年で年間270日以上農業に従事すると申請書類に記載されており、要件を満たしていると思われれます。

農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン等を譲渡人から借り受けます。

また、軽トラック〇台を所有していることから、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。

よって、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号150について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号150は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号151について、藍畑字高畑東の担当であります10番、乗内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号151、無償移転について説明いたします。

11月18日に廣瀬委員と私の2名で申請地に出向き、受任者である行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地については、議案書に記載のとおりです。

譲渡人は県外に居住しており、譲受人が申請地を管理していたとのことです。  
許可後は、野菜などを栽培する計画です。

譲受人は主として休日に農作業に従事し、平日は譲受人の母が農地を管理するとのことです。

トラクター等、必要な農機具を保有しており、耕作において問題がないことから、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございますか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号151について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号151は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号152について、石井字重松の担当であります2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2番 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号152について説明いたします。

11月19日に田幡会長と私の2名で申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、石井字重松〇〇〇番〇、登記地目が田、現況は休耕状態で除草管理されておりました。

申請地への進入路は、東側の麻名用水土地改良区の水路の土揚場ではありますが、小型トラクター程度の農機具が通行可能です。

譲渡人は、事業経営のため農作業に従事する時間を確保することが困難なことから耕作を委託しておりましたが、受託者が高齢のため耕作困難になり、農機具の進入がやや困難な状態から、住宅が申請地と隣接する譲受人に贈与することになったとのことです。

譲受人は農地を〇〇〇㎡所有し、申請地と合わせると耕作面積は〇〇〇〇㎡になります。

今後は、自家消費野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人はやや高齢であるものの子の夫婦が協力的で、住宅に隣接する自分たちが耕作する方が良いと考えております。

農機具は耕うん機を所有するのみですが、耕作面積が過大でないことから継続的な農作物の栽培は可能と見込まれます。

よって、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号152について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号152は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号153について、藍畑字西覚円の担当であります綱木委員が療養中でありますので、11番、廣瀬委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号153、有償移転について説明いたします。

11月22日に業内委員と私の2名で申請地に出向き、受任者である行政書士と譲受人の子の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、藍畑字西覚円〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況は休耕状態、577㎡です。

許可後は耕作面積〇〇〇㎡、農業施設用地〇〇〇㎡となります。

譲渡人は相続で申請地を取得したものの、高齢で町外に居住することから耕作が困難であり、隣接する農地を所有する譲受人に有償で譲渡することになったとのことです。

譲受人は現在、果物や野菜を栽培しており、申請地でも同様に栽培を行いたいとのことです。

譲受人の自宅から申請地まで5.5kmほど、車で約10分ですが、耕作に問題はないと考えられます。

農業従事要件につきましては、農作業歴40年で年間200日農業に従事すること

から要件を満たしていると思われます。

農機具保有等の状況については、耕うん機を購入予定で、トラクターは知人から借り受けるとのことから全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。

よって、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号153について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号153は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号154について、浦庄字上浦の担当であります4番、阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号154、有償移転について説明いたします。

11月18日に岩佐委員、吉浦委員と私の3名で申請地に出向き、譲受人である農地所有適格法人の代表取締役及び事務員の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇外2筆、登記及び現況地目が田、計3,895㎡、譲渡人〇〇氏、譲受人が株式会社〇〇、売買です。

申請地は工場用地の代替地であったため、譲渡人の居住地からやや遠方にあり、近年は耕作が困難となってきたことから売買に至ったとのことでした。

譲受人は現在、所有地及び借入地で〇〇〇〇〇㎡耕作しております。

町外の農作業の拠点から申請地まで、車で30分ほどかけて農機具を運びます。

申請地は、やや高い位置にあることから水稻を栽培するには水をポンプでくみ上げる必要があります。

このことから、麦の栽培を希望しておりますが、冬場にカモの食害が発生するおそれがあることをお伝えしたところ、水稻を栽培することを検討されるとのことでした。

以上のことから、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号154について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号154は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号155について、石井字城ノ内の担当であります2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号155について説明いたします。

11月19日に田幡会長と私の2名で申請地に出向き、譲受人と受任者の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地である石井字城ノ内〇〇〇番〇と〇〇〇番〇は水稻栽培後に耕うんされ、〇〇〇番〇は除草管理されておりました。

譲渡人は、トラクター以外の農機具をほとんど処分し、現在は農作物を栽培しておりません。

そこで、自身で水稻を栽培し耕作の受託も行っている譲受人に申請地の譲渡を申し出たところ、合意にいたったとのことでした。

譲受人によると〇〇〇番〇は苗場として適しており、〇〇〇番〇と〇〇〇番〇は居宅に近く耕作の作業効率が良いとのことでした。

譲受人は現在〇〇〇〇㎡で水稻を栽培しており、許可後の耕作面積は〇〇〇〇㎡となり、水稻を栽培する予定です。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、脱穀機、トラックを各〇台所有しております。

農繁期には子供夫婦が作業を手伝っており、今後も継続的に耕作されると見込まれます。

よって、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号155について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号155は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号160について、高川原字南島の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号160について説明いたします。

11月17日に近久委員と大西委員、私の3名で申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番外2筆、登記地目が田及び畑、現況地目が畑、計2,029㎡の一枚地、贈与です。

詳細は、事務局説明のとおりです。

ここは、譲渡人と譲受人の間で永小作による契約が結ばれていた農地で、本申請により所有権を譲受人に移転します。

譲受人の農作業歴は本人が50年、妻が30年で、夫婦とも年間250日農作業に従事します。

譲受人の住宅西側に申請地が隣接しております。

譲受人の耕作面積は〇〇〇〇㎡で、これまでどおりブロッコリーやほうれん草を栽培する予定です。

農機具はトラクター〇台、軽トラック〇台を所有しております。

よって本申請は許可相当でないかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号160について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号160は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号156、157については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号156について、高原字池北の担当であります7番、上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7番 議案第40号、農地法第5条許可、受付番号156について説明いたします。

11月17日に田幡会長、山口委員と私及び太田事務局長、片岡主幹で受任者に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字池北〇〇〇番〇、950㎡と〇〇〇番〇、708㎡、2筆とも登記地目が田で現況は休耕地、合計1、658㎡、売買による所有権移転、転用目的は資材置場です。

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、県外に居住し耕作ができず管理が困難となっていたことから売却を検討しておりました。

譲受人である株式会社〇〇は事業拡張により現在の資材置場では面積が不足するため、申請地の所有権を取得し転用します。

この申請は、譲渡人が譲受人に除草作業を依頼したことがきっかけとのことです。

申請地の南側は町道及び麻名用水利改良区の水路、西側と東側が農地、北側が麻名用水利改良区の水路を挟んで譲渡人の宅地です。

申請地2筆の間にも麻名用水利改良区の水路があります。

北側宅地の所有権も取得し、この西側の町道から進入する計画です。

用水路上を通行するために、麻名用水利改良区の占用許可を得て床板を設置します。

造成は、周囲をコンクリート擁壁で囲い、良質な土で20cm盛土した上に碎石を敷きます。

給水は無く、排水は雨水のみで地下浸透させる計画です。

土砂の流出等のおそれは無いと思われま

す。周囲が農地であることから被害防除措置として、境界から1 m以上内側に資材を置く計画です。

万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処することが、申請書に記されております。

麻名用水土地改良区の意見書及び施設他目的使用契約書の写しが添付されております。

よって、本申請の許可はやむを得ないと考えま

す。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号156の申請地は、令和7年8月に農用地区域から除外されております。第1種農地であります

が、概ね50 m以内に5件の住宅敷地が存在し、集落接続して

しております。

概要につきましては、ただいま上田敏雄委員が説明されたとおりです。転用目的は資材置場です。

譲受人である土木建築会社の事業量が増加していること及び現在借りている資材置場が住宅団地に隣接し、移転を迫られていることから

売買して転用するものです。

申請地の南側に町道があり、西側と北側の一部に宅地があります。このほかは、農地に接して

おります。

申請地には、併せて利用する土地である宅地の空き地部分から進入します。宅地の西側を南北に走る町道は幅員が4.8 m以上あり、資材や重機の搬入に問題

はありません。

造成においては、新設擁壁を設置し現況地上高から24 cm前後の高さで盛土して、碎石を敷

きます。擁壁天端から下に余裕を持っておさまるよう造成するとのことです。また、南側の擁壁について、町道区域内にかからないよう施工するため

工事中の通行に支障がなく、施工後もセットバックして擁壁が設置されるため問題はありません。

雨水は地下浸透です。資材は、境界から1 m以上余裕を見て置く計画となっております。土砂の流出等、周辺農地への影響はないと見込まれますが、

万一被害が生じた場合は転用者が対応する旨が許可申請書に明記されております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

また、申請地を分断する用水路に出入橋を設置して資材の搬入搬出を行うため、土地改良区施設他目的使用契約を結んで

おります。融資証明により事業計画に対して十分な資金があることが確認できます。

事業計画並びに申請内容から、許可やむを得ないものと考えます。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見なし)  
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。  
受付番号156について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号156は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号157について、高川原字天神の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第40号、農地法第5条許可、受付番号157について説明いたします。  
11月17日に田幡会長、近久委員、大西委員、私および太田事務局長、片岡主幹で委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。  
申請地は、高川原字天神〇〇〇番〇、登記地目が田で現況は畑、1,477㎡、譲渡人が〇〇氏、譲受人は株式会社〇〇、転用目的は自動車販売の店舗及び整備工場、売買による所有権移転です。  
申請地は県道沿いにあり、交通の便が良く集客が見込めることから本申請にいたったとのことでした。  
店舗などの建物は、元店舗があった宅地などに建設し、申請地は来客用駐車場などで利用するとのことでした。  
申請地の周囲は、南側が県道、西側が店舗用地、北側が町道、東側が農地となっております。  
擁壁を新設し、30cmごとに転圧して造成し、アスファルトで舗装します。  
雨水や店舗などの排水は、集水後に北側の町道の下を通して、麻名用水に流します。  
土砂の流出等のおそれはありません。  
周辺に迷惑をかけることはなく、万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処することが、申請書に記されております。

麻名用水土地改良区の意見書と放流同意書が添付されております。  
よって、本申請の許可はやむを得ないと考えます。  
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号157の申請地は、平成4年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

転用目的は、自動車の店舗及び整備工場です。

開発面積は、併用地の宅地等と合わせると3,384.89㎡です。

申請地は、駐車場及び自動車置場部分になります。

県道沿で、交通の便から集客に適した場所であるため申請地を転用することです。

周囲は、南側が県道、西側が店舗・自動車整備工場部分となる併用地、北側が町道、東側は農地です。農地所有者とは開発について協議済みとのことです。

北側町道は4.2mの道路幅があります。西側町道はセットバックで道路幅を確保するため、通行における問題は特にないと考えられます。

造成については、建物部分に県道に対して20cmの地上高を確保できるよう盛土し、アスファルトで舗装します。周囲と高低差が生じる部分には擁壁を設置します。

敷地雨水は北側の集水枡に集め、町道下に重圧管を通して麻名用水土地改良区の用水路に放流します。

建物の排水は北側に設置する合併浄化槽から雨水と同様に用水路に流します。

麻名用水土地改良区の放流同意書が提出されております。

石井町建設課とも協議済みとのことです。

周囲に迷惑をかけることが無いよう被害防除措置を行い、万一問題が生じた場合は転用者の責任で対処することが申請書に明記されております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

徳島県に申請する開発行為許可申請書の写しが添付されております。

資金については、グループ会社の預かり残高証明書等により確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手

をお願いいたします。

(4番、阿部委員挙手)

4番 自動車整備工場を設置するとのことですが、オイルが漏れて用水に流れるなど農作物に被害が生じるおそれはないのでしょうか。

事務局 オイルが漏れるような作業は建物内で行うため、直接オイルが流れ出るおそれはないと思われます。

建物内で出るオイルの処理については、徳島県への建築確認申請等において適切な対策が示されます。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号157について、許可相当という意見を県知事に送付するというごことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号157は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第41号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号158については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号158について、高川原字加茂野の担当であります大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第41号、非農地証明願、受付番号158について説明いたします。

11月17日に上田武志委員、近久委員と私の3名で申請者とその母、委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字加茂野〇〇〇番〇、439㎡と〇〇〇番〇、66㎡で、2筆とも登記地目が畑、現況地目は宅地です。

申請地は住宅敷地として登記地目が宅地である部分を含めて一体で利用されております。

宅地部分には旧住宅があった昭和40年代前半から、孵卵場や車庫敷地として現況宅地部分が広がったとのことです。

また、昭和45年に住宅を建て替えた後に増築し、昭和50年頃に倉庫を建設、平成元年には車庫を移設し現在の状態になったそうです。

国土地理院の空中写真により、少なくとも20年以上前から申請地が住宅敷地として一体で利用されていたことを確認できます。

また、現況が空中写真と同様であることを現地で確認しております。

農地への復元は著しく困難です。

よって、非農地証明書の交付はやむを得ないと思われます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号158の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

元々の住宅が建っていたのは、加茂野〇〇〇番〇の宅地ですが、徐々に建物の敷地となる部分が拡大し、平成元年には申請地を合わせた敷地全体が宅地になっていたとのこと。

なお、加茂野〇〇〇番〇と〇〇〇番〇の間には里道がありましたが、現在は宅地として払い下げを受けております。

少なくとも20年以上前から現在の状態であったことは、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

建物等の敷地となっている現状から、農地への復元は著しく困難です。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(13番、近久委員挙手)

13番 非農地状態は、どうして発生するのでしょうか。

建物を建てるときに底地が農地なら転用許可を受けていると思われます。

事務局 農業委員会として断言はできませんが、建物が違法建築である場合、許可がないま

ま建築されたのかもしれませんが。

13番 本申請をされたのは法を守る方なので、そのようなことはないと思われます。

事務局 国土調査ができていない地域では、いわゆる旧公図で管理されております。  
この場合、土地の位置関係が十分に確認できないまま建築が行われてしまうことが可能性としてあります。

本申請においては、旧国有里道が二股に分かれており、東側の里道が敷地内にあったことが、現況把握を困難にしたのかもしれませんが。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号158について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号158は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第23号 農地法第18条の規定による通知については、1件受理しました。

報告第24号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和7年11月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思ひます。慎重審議ありがとうございました。